

各種事務事業の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 1 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

各種事務事業の取扱いについては、合併協議会で確認された「行政制度等の調整方針」に基づき下記の区分により調整するものとする。

- ( 1 ) 3 市町で同一の制度については、現行のとおり存続するものとする。
- ( 2 ) 3 市町の独自の制度又は内容に相違がある制度は、いずれかの市町の制度に統一するか、又は新規に創設するものとする。時期については、合併時を原則とするが、それにより難しい場合は合併後随時統一するものとする。
- ( 3 ) 全ての行政制度等の中で、新市において適切でないと判断する制度については、合併の前日をもって廃止するものとする。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日確認